

2023年10月5日

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力 HD 株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社

運転責任者判定に関する原子力規制委員会への確認について

1. 面談の経緯

実用発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）は、『実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）』第87条第3号の規定に基づき、運転責任者を選任する。設置者は、同条第4号の規定に基づき、『前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。』が必要となり、この確認の有効期間は3年となっている。

従って、前回ご確認いただいた合否判定規程が、2024（令和6）年3月2日に確認の有効期限を迎えることから、今後のスケジュールおよび設置者において申請を検討している内容についてご説明させていただきたい。

2. 今回の申請内容

現在、検討している改正内容は以下のとおりであり、①については、廃止措置プラントからの運転責任者の新規受験、更新の扱いを見直したものである。また、②については、過去の運用実績を踏まえた変更である。

- ①新規受験、更新要件の変更
- ②筆記・口答試験および講習の方法における実績反映
- ③その他（記載の適正化）

3. 今回の申請スケジュール

合否判定規程の申請内容は全電力共通であり、申請に当たっては、審査の効率性の観点から全電力共通で実施したい。また、運転責任者に係る合否判定業務の空白期間が発生しないよう、前回の実績を参考に各電力の社内手続きも含め、合否判定規程の施行が可能な以下のスケジュール（案）で申請したいと考えている。

- ①申請時期・・・2023年11月初旬
- ②NRA審査期間・・・2023年11月初旬～2024年1月下旬
（前回申請時の実績より約3ヶ月）
- ③NRA確認書発行・・・2024年2月初旬
- ④電力による判定機関指定調査・・・2024年2月中旬
- ⑤判定機関指定他社内手続き・・・2024年2月下旬
- ⑥合否判定規程施行・・・2024年3月3日まで

以 上

(参考資料)

昭和五十三年通商産業省令第七十七号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋）

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
- 二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせること。
- 三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。
- 四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。
- 五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

以下、六号～十一号 省略